

J:COM ソーラー・蓄電池 商品売買・工事請負契約約款

第1条（総則）

1. お客さま（以下「甲」という）と JCOM マーケティング株式会社（以下「乙」という）とは、この商品売買・工事請負契約約款（以下「約款」という）及び J:COM ソーラー・蓄電池申込書、見積書にもとづいて、誠実に本契約（約款及び設計図書を内容とする本件設備の売買並びにこれに付随する工事請負契約をいい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ）を履行する。
2. 乙は、本契約に基づき、本件設備を甲に売り渡すとともに、必要な工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、本件売買代金及び本件工事代金を支払うものとする。
3. この約款の各条項は、本契約で定める「請負工事等」のうち、建設業法で定める建設工事の請負に関して適用するものとする。

第2条（用語の定義）

「本件設備」とは、甲が乙から購入するソーラーパネル、蓄電池、パワーコンディショナその他申込書、見積書又は契約書に記載された設備一式をいう。

「本件売買代金」とは、本件設備の売買の対価をいう。

「本件工事代金」とは、本契約に基づく工事請負の対価をいう。

「工事代金額」とは、本件工事代金その他本契約に基づき変更後に確定される工事代金をいう。

第3条（本契約の対象範囲）

本契約に基づく工事は、原則として建設業法上の許可を要しない軽微な工事（請負金額が 500 万円未満の工事）を想定するものとする。ただし、当該金額を超える工事が実施される場合には、関係法令（建設業法を含む）を遵守するものとする。

第4条（他契約との関係）

1. 本契約は、本件設備の売買及びこれに付随する工事の施工・引渡しに関する契約とする。
2. 本件設備についてリース契約が締結される場合、当該リース契約は本契約とは独立した別個の契約とし、それぞれの契約の定めに従うものとする。
3. 本契約とリース契約との内容に抵触又は矛盾がある場合には、リース契約の定めを優先するものとする。

第5条（申込み応諾の条件、契約の成立）

1. 本契約は、甲からの申込みに対し、乙が承諾した時点で成立します。ただし、次のいずれかに該当すると乙が判断した場合には、乙は、甲による申込みを原則として応諾しないことを、甲は予め承諾します。また、本契約が成立しなかった場合であっても、乙が本契約に関して甲から受領した書類又は本契約のお申込み内容にお客さまが入力した情報は返還されないことを、甲は予め承諾します。

- (1) 乙の定める基準により、設置場所への本件設備の設置が不可能な場合
 - (2) 甲が設置場所について、所有権、その他本件設備を設置することに関する正当な権利を有していない場合
 - (3) 甲が、契約説明書の内容を承認されない場合
 - (4) 本件設備を家庭用以外の用途で使用する場合
 - (5) その他、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
 - (6) 暴力団等の反社会的勢力に該当する方
 - (7) その他甲による申込みを応諾することが適当でないと乙が判断した場合
2. 前項により本契約が成立した後は、甲は、本契約に定める場合、法令に定めのある場合又は乙が特に認めた場合を除き、本契約を取消し、又は解約することはできません。

第6条（本件設備の引渡し）

1. 本件設備は、売主（乙又は乙が指定する者をいい、以下同じ。）から表記商品設置先に搬入され売主が指定する工事業者によって設置されるものとし、甲は本件設備が搬入及び設置が完了したときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって甲の負担で売主のために本件設備を保管します。
2. 甲は、搬入された本件設備について、甲の負担で直ちに次の各号について検査を行うものとします。
 - (1) 甲が指定した品名、型式及び数量の通り相違ないこと
 - (2) 外観上の破損や汚れがない新品であること
 - (3) 施工上の不具合がないこと
 - (4) 本件設備が正常に稼働すること
 - (5) 前各号のほか、本件設備の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他本件設備につき甲が必要とする一切の事項を含みます。）について本契約の内容に適合していない点がないこと
3. 甲は、前項のすべての検査項目について適合していることを確認したときは、直ちに当該確認を行った日付を記載した乙所定の本件設備受領確認書面を乙に交付するものとし、乙から甲への本件設備の引渡しは本件設備受領確認書面に記載された日付（以下「受領日」といいます。）をもって完了するものとします。
4. 前項において検査項目について適合していることを確認した日が、表記商品設置先の不動産について甲が引渡しを受けた日より前である場合、甲は、前項の定めにかかわらず当該不動産の引渡し日を記載した本件設備受領確認書面を乙に交付するものとし、乙から甲への本件設備の引渡しは当該受領日をもって完了するものとします。
5. 甲が正当な理由がないのに本件設備の受領を拒み、又は第2項各号の検査項目に適合しない項目がないにもかかわらず本件設備受領確認書面を交付しない場合、乙は本契約を解除することができるものとします。この場合、甲は売主との間で直接、解除後の本件設備の精算について解決するものとします。

第7条（クーリングオフ）

1. 訪問販売でお申込された場合、「J:COM ソーラー・J:COM 蓄電池」申込書を受領した日を含

む8日間は、甲は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同様とします。）により申込みを撤回し、又は本契約を解除することができます。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みの撤回又は解除をすることはできません。
 - (1) 甲が本件設備を営業に利用するために本契約を締結したとき
 - (2) 甲からの請求によりご自宅での本契約の申込み、若しくは締結をしたとき
4. 第1項の本契約の申込みの撤回又は本契約の解除は、甲がそれにかかる書面又は電磁的記録を発した時に、その効力を生じます。
5. 第1項の本契約の申込みの撤回又は本契約の解除があった場合においては、乙は、甲に損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
6. 第1項の本契約の申込みの撤回又は本契約の解除があった場合には、既に契約に基づき本件設備が設置されたときにおいても、乙は、甲に対し、「J:COM ソーラー・J:COM 蓄電池」料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
7. 第1項の本契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、本契約に関連して乙が金銭を受領しているときは、乙は、甲に対し、速やかに、その全額を返還します。
8. 第1項の申込みの撤回又は本契約の解除を行った場合において、本契約に基づく本件設備の設置に伴い甲の土地又は建物その他の工作物の原状が変更されたときは、甲は、乙に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
9. 第1項の申込みの撤回又は本契約の解除があった場合において、その契約に係る商品の引渡しに既になされているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。
10. 通信販売でお申込された場合、甲は申込みを撤回し、又は本契約を解除することはできません。

第8条（請負工事等の種類）

1. 請負工事等は以下のとおりとし、具体的に本契約に基づき乙が請け負う請負業務の種類及び詳細は別紙で定める。
 - (1) 電気工事
 - (2) その他個別契約で定める業務

第9条（関連工事の調整）

甲は、甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事が乙の施工する工事と密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の施工が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

第10条（工事代金内訳書・工程表）

乙は、本契約を結んだのちすみやかに工事代金内訳書（以下「内訳書」という）及び工程表を、甲に提出してその承認をうける。

第 11 条（一括下請負・一括委任の禁止）

乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部もしくは、その主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせること、もしくは委任することはできない。

第 12 条（権利・義務の譲渡などの禁止）

1. 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡すること又は承継させることはできない。
2. 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む、以下同じ）、機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第 13 条（特許権などの使用）

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令にもとづき保護される第三者の権利（以下「特許権など」という）の対象となっている工事材料・機器、施工方法などを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料・機器、施工方法などを指定した場合において、設計図書に特許権などの対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 14 条（実施責任者）

1. 乙は、請負工事等の実施に関する責任者（以下「実施責任者」という）を、作業員と別に定め、書面をもってその氏名及び役職を甲に通知するものとする。また、実施責任者を変更する場合は、予め書面をもって変更日、変更後の実施責任者の氏名及び役職を甲に通知するものとする。
2. 乙は、実施責任者として、作業員に対する業務の遂行、労働時間及び企業秩序の維持・確保等に関する指示、指揮・命令その他の管理及び甲との間での乙の窓口としての円滑な連絡・調整業務等につき、責任をもって遂行させるものとする。
3. 甲は、請負工事等の遂行に関する指図等は実施責任者に対して行い、作業員に対してこれを行ってはならない。

第 15 条（労働法上の責任）

乙は、作業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他乙の従業員に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理し、甲に対して責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

第 16 条（施工管理および安全確保）

乙は、関係法令（労働安全衛生法その他の関係法令）を遵守し、工程管理、品質管理および安全管理を行うものとする。乙は、下請業者その他関係者について必要な指導監督を行うも

のとする。

第 17 条（履行報告）

乙は、本契約の履行報告につき、設計図書に定めがあるときは、その定めに従い甲に報告しなければならない。

第 18 条（工事関係者についての異議）

甲は、乙の現場代理人・監理技術者又は主任技術・専門技術者及び従業員ならびに下請負者及びその作業員のうち、工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者がいるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第 19 条（甲の立会、工事記録の整備）

1. 乙は設計図書に甲の立会のうえ施工することを定めた工事を施工するときは、甲に通知する。
2. 乙は、甲の指示があったときは、前項の規定にかかわらず、甲の立会なく施工することができる。この場合乙は、工事写真などの記録を整備して甲に提出する。

第 20 条（設計の疑義、条件の変更）

1. 次の各号の一にあたるときは、乙は、ただちに書面をもって甲に通知する。
 - （1）図面・仕様書の表示が明確でないとき、図面と仕様書とが一致しないとき、又は図面・仕様書に誤謬あるいは脱漏があるとき。
 - （2）図面・仕様書又は甲の指示について、乙がこれによって施工することが適当でないと認めたとき。
 - （3）工事現場の状態・地質・湧水・施工上の制約などについて、設計図書に示された施工条件が実際と相違するとき。
 - （4）工事現場において、施工の支障となる予期することのできない事態が発生したとき。
2. 甲は、前項の通知を受けたとき、又は自ら前項各号の一にあたることを発見したときは、ただちに書面をもって乙に対して指示する。
3. 前項の場合、工事の内容、工期又は工事代金額を変更する必要があると認められるときは、甲・乙が協議して定める。

第 21 条（施工条件による変更又は中止）

現地条件その他の事情により、安全確保又は法令遵守が困難と乙が判断した場合、乙は工事内容の変更、施工時期の変更又は施工の中止を行うことができる。この場合において、乙の責めに帰すべき事由がない限り、これにより甲に生じた損害について乙は責任を負わないものとする。なお、前条に基づく協議によっても解決しない場合を含むものとし、これらの場合には乙は前項の措置を講ずることができる。

第 22 条（図面・仕様書に適合しない施工）

1. 施工について、図面・仕様書に適合しない部分があるときは、甲の指示によって、乙は、

その費用を負担してすみやかにこれを改造する。このために乙は、工期の延長を求めることはできない。

2. つぎの各号の一によって生じた図面・仕様書に適合しない施工については、乙はその責を負わない。

(1) 甲の指示によるとき。

(2) その他施工について甲の責に帰すべき理由によるとき。

3. 前項のときであっても、施工について乙の故意又は重大な過失によるとき、又は乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ甲に通知しなかったときは、乙はその責を免れない。ただし、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、甲が適切な指示をしなかったときはこの限りでない。

第23条（損害の防止）

1. 乙は、工事の完成引渡まで、自己の費用で、契約の目的物、工事材料・機器又は近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書と関係法令にもとづき、工事と環境に相応した必要な処置をする。
2. 契約の目的物に近接する工作物の保護又はこれに関連する処置で、甲・乙が協議して、前項の処置の範囲をこえ、工事代金額に含むことが適当でないと認めたものの費用は甲の負担とする。
3. 乙は、災害防止などのため特に必要と認めたときは、あらかじめ甲の意見を求めて臨機の処置を取る。ただし、急を要するときは、処置をしたのち甲に通知する。
4. 甲が必要と認めて臨機の処置を求めたときは、乙はただちにこれに応ずる。
5. 本条第3項又は第4項の処置に要した費用の負担については、甲・乙協議して、工事代金額に含むことが適当でないと認めたものの費用は甲の負担とする。

第24条（第三者及び甲に対する損害）

1. 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。
2. 前項の規定にかかわらず、施工について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。
3. 本条第1項又は前項の場合、その他施工について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたる。ただし、乙だけで解決し難いときは、甲は乙に協力する。
4. 契約の目的物にもとづく日照障害・風害・電波障害その他甲の責に帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき、又は損害を第三者に与えたときは、甲がその処理解決にあたり、必要あるときは、乙は甲に協力する。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。
5. 本条第1項、第2項、第3項又は前項の場合、乙は甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。
6. 本契約の各条に定めるもののほか、乙、及び乙の被用者・下請負人等が、本契約の履行に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その責任に任じ一切の損害を賠償するものとする。

第 25 条（施工一般の損害）

1. 工事の完成引渡までに、契約の目的物、工事材料・機器その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、工期は延長しない。
2. 前項の損害のうち、つぎの各号の一の場合に生じたものは、甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。
 - (1) 甲の都合によって、着手日までに工事に着手できなかったとき、又は甲が工事を繰延べもしくは中止したとき。
 - (2) 甲が提供すべき資料又は情報の提供が遅れたため、乙が工事の手待又は中止したとき。
 - (3) 前払または部分払が遅れたため、乙が工事に着手せず又は工事を中止したとき。
 - (4) その他甲の責に帰すべき事由によるとき。

第 26 条（不可抗力による損害）

1. 天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲・乙・いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・機器又は工事に用いた機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知する。
2. 前項の損害について、甲・乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。
3. 火災保険等その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を前項の甲の負担額から控除する。

第 27 条（損害保険）

1. 乙は、工事中、工事の現場、工事用車両、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料・機器などに火災保険その他の損害保険を付し、その証券の写しを甲に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても同様とする。
2. 乙は、契約の目的物、工事材料・機器などに本条 1 項の規定による保険以外の保険を付したときは、すみやかにその旨を甲に通知する。

第 28 条（完成・検査）

1. 乙は、工事を完了したときは、設計図書に適合していることを確認して、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて乙の立会のもとに検査を行う。
2. 検査に合格しないときは、乙は、工期内又は甲の指定する期間内に修補又は改造して甲の検査を受ける。
3. 乙は、工期内又は甲の指定する期間内に、甲の指示に従って仮設物の取払、あと片付などの処置を行う。
4. 前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由がなくなお行われなときは、甲は、代ってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

第 29 条（部分引渡）

1. 工事の完成に先立って甲が契約の目的物の一部引渡を受ける場合（以下、この場合の引渡を「部分引渡」といい、引渡を受ける部分を「引渡部分」という）、本契約及び設計図書の

定めに従う。本契約及び設計図書に別段の定めのない場合、甲は、部分引渡に関する技術的審査を実施したのち、引渡部分に相当する工事代金額（以下「引渡部分相当額」という）の確定に関する乙との事前協議を経たうえ、乙の書面による同意を得なければならない。

2. 乙は、引渡部分の工事が完了したとき、設計図書に適合していることを確認し、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じ、乙の立会いのもとに検査を行う。
3. 前項の検査に合格しないとき、乙は、甲の指定する期間内に、甲の指示に従って修補又は改造して甲の検査をうける。
4. 引渡部分の工事が本条第2項又は前項の検査に合格したとき、甲は、引渡部分相当額全額の支払を完了すると同時に、その引渡をうけることができる。
5. 部分引渡につき、法令にもとづいて必要となる手続は、甲が行う。また、手続に要する費用は、甲の負担とする。

第30条（請求・支払・引渡）

1. 乙は、契約の目的物を引き渡し、甲はこれと引換えに本件売買代金及び本件工事代金を支払う。
2. 前項の定めにかかわらず、本件売買代金及び本件工事代金に関しリース契約が締結される場合には、当該リース契約に基づく支払条件によるものとする。

第31条（支払遅滞による解除等）

1. 甲が支払期日までに本契約に基づく一切の代金（本件売買代金及び本件工事代金を含む。以下同じ。）を支払わない場合、乙は書面又は電磁的方法により相当の期間を定めて催告を行うものとする。当該期間内に支払がなされないときは、乙は本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲が代金の支払を遅滞している場合、乙は当該代金の支払が確認されるまで、本契約に基づく物品の手配、発注又は工事の履行を見合わせることもできる。

第32条（契約不適合責任）

1. 契約の目的物が本契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、その目的物の修補を求め、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、適合しない内容が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を求めることができない。
2. 前項による契約不適合責任を負担する期間は、第29条及び第30条の引渡の日から1年間（顧客の要求等により甲が指定した期間がある場合は甲が別に個別契約において指定する当該期間）内に生じた、契約不適合について、乙の費用負担においてこれを補修し、かつこれに関連して、甲に損害が発生した場合には、当該損害を賠償するものとする。
3. 機器などに関する契約不適合については、引渡のとき、甲が検査してただちにその修補又は取替を求めなければ、乙はその責を負わない。ただし、不適合が容易に発見されない場合には、引渡の日から1年間契約不適合責任を負担する。
4. 前各項の定めにかかわらず、本契約に関連してリース契約が締結されている場合、甲は、契約不適合を理由として、当該リース契約に基づく支払義務の履行を停止し、または支払を拒絶することはできないものとする。

5. 前項の規定は、甲が本契約に基づく本件売買代金及び本件工事代金を一括で支払う場合には適用されない。

第 33 条（工事の変更、工期の変更）

1. 甲は、必要によって、工事を追加し又は変更することができる。
2. 甲は、必要によって、乙に工期の変更を求めることができる。
3. 本条第 1 項又は前項により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は、甲に対してその補償を求めることができる。
4. 乙は、本契約に別段の定めのあるほか、工事の追加・変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。
5. 工事の追加又は変更については、当該工事の施工着手前に、その内容および対価を記載した書面により当事者間で合意するものとする。

第 34 条（工事代金額の変更）

1. 次の各号の一にあたるときは、当事者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる工事代金額の変更を求めることができる。
 - (1) 工事の追加・変更があったとき。
 - (2) 工期の変更があったとき。
 - (3) 第 2 条の関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。
 - (4) 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって、工事代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
 - (5) 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、本契約を結んだ時から 1 年を経過したのちの工事部分に対する工事代金相当額が適当でないと認められるとき。
 - (6) 中止した工事又は災害をうけた工事を続行する場合、工事代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
2. 工事代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については甲の承認を受けた内訳書の単価による。増加部分については時価による。

第 35 条（履行遅滞・違約金）

1. 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に契約の目的物を引き渡すことができないときは、別に特約のない限り、甲は、遅滞日数 1 日につき、工事代金額から工事の出来形部分と検査済の工事材料・機器に対する工事代金相当額を控除した額の $\frac{4}{10,000}$ に相当する額の違約金を請求することができる。
2. 甲が第 29 条第 4 項又は第 30 条の規定に基づく本件売買代金又は本件工事代金の支払を完了しないときは、乙は、遅滞日数 1 日につき支払遅滞額の $\frac{4}{10,000}$ に相当する額の違約金を請求することができる。
3. 甲が前払又は部分払を遅滞しているときは、前項の規定を適用する。
4. 甲が本条第 2 項の遅滞にあるときは、乙は契約の目的物の引渡を拒むことができる。この場合、乙が自己のものと同じの注意をもって管理したにもかかわらず契約の目的物に生じ

た損害及び乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。

第 36 条（甲の中止権・解除権）

1. 甲は、必要によって、書面をもって工事を中止し又は本契約を解除することができる。甲は、これによって生ずる乙の損害を賠償する。
2. つぎの各号の一にあたる時は、甲は、書面をもって工事を中止し又は本契約を解除することができる。この場合（六に掲げる事由による場合を除く）、甲は乙に損害の賠償を求めることができる。
 - （1）乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - （2）工事が工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込がないと認められるとき。
 - （3）乙が第 11 条又は第 22 条 1 項の規定に違反したとき。
 - （4）本項一号、二号又は三号のほか、乙が本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - （5）乙が建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。
 - （6）乙が支払を停止する（資金不足による手形・小切手の不渡りを出すなど）などにより、乙が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。
 - （7）乙が第 37 条第 4 項の各号の一に規定する理由がないのに本契約の解除を申し出たとき。
3. 甲は、書面をもって乙に通知して、本条第 1 項又は第 2 項で中止された工事を再開させることができる。
4. 本条第 1 項により中止された工事が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

第 37 条（乙の中止権・解除権）

1. 次の各号の一にあたる時、乙は、甲に対し、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、工事を中止することができる。
 - （1）甲が前払又は部分払を遅滞したとき。
 - （2）甲が正当な理由なく第 20 条第 3 項による協議に応じないとき。
 - （3）本項第 1 号又は第 2 号のほか、甲の責に帰すべき理由により工事が著しく遅延したとき。
2. 前項における中止事由が解消したときは、乙は、工事を再開する。
3. 前項により工事が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。
4. 次の各号の一にあたる時、乙は、書面をもって本契約を解除することができる。
 - （1）本条第 1 項による工事の遅延又は中止期間が、工期の 1/4 以上になったとき又は 2 か月以上になったとき。
 - （2）甲が工事を著しく減少したため、工事代金額が 2/3 以上減少したとき。
 - （3）甲が本契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。
5. 甲が支払を停止する（資金不足による手形・小切手の不渡りを出すなど）などにより、甲が本件売買代金又は本件工事代金の支払能力を欠くと認められるとき（以下本項において「本件事由」という）は、乙は、書面をもって工事を中止し又は本契約を解除することができる。乙が工事を中止した場合において、本件事由が解消したときは、本条第 2 項及び

第3項を適用する。

6. 本条第1項及び第4項の場合、乙は甲に損害の賠償を請求することができる。

第38条（解除に伴う措置）

1. 本契約を解除したときは、甲が工事の出来形部分について、甲・乙が協議して清算する。
2. 甲が第36条第2項によって本契約を解除し、清算の結果過払があるときは、乙は、過払額について、その支払をうけた日から法定利率による利息をつけて甲に返す。
3. 前2項のほか、本契約を解除したときは、甲・乙協議して、当事者に属する本件設備について、期間を定めてその取引・あと片付などの処置を行う。
4. 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なく行われなときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

第39条（協議事項）

本契約及び個別契約に定めのない事項又は本契約若しくは個別契約の各条項に疑義を生じたときは、甲乙間で誠意を持って協議し、信義誠実の原則に従い速やかに解決するものとする。

第40条（機密の保持）

1. 本契約において、秘密情報とは、甲から乙に開示され、又は乙が知り得る甲が非公開のものとして管理する情報及び第三者に開示、漏洩されれば甲の損失となる情報で、事業上、営業上、技術上の情報をいうものとする。
2. 乙は、秘密情報を本契約の履行目的のみに使用するものとし、甲の事前の書面による同意を得た場合を除き、その他の目的のために、秘密情報の全部又は一部を使用しないものとする。
3. 乙は、甲の事前の書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩しないものとする。但し、法令に基づく公権力の発動によって秘密情報の開示を強制される場合は、法令で要求される最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。
4. 前項の規定にかかわらず、秘密情報のうち以下の各号に規定するものについては、乙は事前に書面により甲に通知することにより、開示することができる。
 - (1) 甲から乙へ開示された時点で既に公知であったもの
 - (2) 甲から乙へ開示された後に公知となったもの（ただし、乙の故意又は過失により漏洩されたものを除く）
 - (3) 甲から乙へ開示された時点で既に乙が保有していたもので文書による証拠のあるもの
 - (4) 甲に対して秘密保持義務を負わない第三者から合法的に取得したもので、文書による証拠のあるもの
5. 乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理し、技術面及び組織面において必要かつ適切な安全対策を講じるものとし、甲の事前の書面による同意を得た場合を除き、これを複製・複製、改変し又は翻訳し、或いはその他の秘密情報を漏洩する疑いのもたれる行為をしないものとする。なお、秘密情報がデジタルデータ等の無形の形態で提供される場合は、当該情報の解析（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等）は禁止されるものとする。

6. 乙は、第2項に定められた目的を遂行するため、自己の役員及び従業員（以下「従業員等」という）に対し、又は甲の同意を得た上で請負工事等を再委託する場合の再委託先（以下「再委託先」という）に対し、秘密情報の全部又は一部を開示する場合には、開示情報の範囲は必要最小限に留めるとともに、当該従業員等又は再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に対し負担するのと同等の秘密保持義務を負担させ、必要かつ適切な監督を行うものとする。
7. 乙は、再委託先に秘密情報の全部又は一部を開示する場合には、再委託をする旨、及び再委託先の名称ならびに住所を書面により速やかに甲に対し通知するものとし、前項に基づき事前に当該再委託先と本契約に準じた秘密保持契約を書面にて締結し、その写しを甲に速やかに提出するものとする。
8. 乙は、第三者への秘密情報の漏洩を知った場合、又はそのおそれを生じた場合には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、甲に通知するものとする。この場合、甲の指示があるときには、乙はこれに従うものとする。また、乙は原因を調査し、直ちに十分な再発防止策を講じた上で、甲に調査結果ならびに当該再発防止策を報告するものとする。
9. 従業員等又は再委託先が本条の秘密保持義務に違反して秘密情報の全部又は一部を他の第三者に開示し、又は漏洩した場合には、乙は、これに伴い甲が被ることのあるべき一切の損害を賠償するものとする。
10. 本契約に基づき開示された秘密情報については、甲から乙に対して特許、実用新案、ノウハウその他の無体財産権等、何らの権利も許諾され、又は譲渡されるものではない
11. 乙において本契約のいずれの条項にでも違反した場合、又は本契約が失効、その他理由のいかなを問わず終了した場合には、乙は、甲からの要求があり次第直ちに、本契約に基づき受領した秘密情報及び本条第5項に基づき複写等をした場合には、その複写物等をすべて甲に返還するか、甲の同意を得て破棄するものとする。

第41条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、甲から開示される甲の役職員又は顧客等の個人にかかわる情報（以下「個人情報」という）が、甲の重要な資産であり、かつ甲の秘密情報であること、また、甲の役職員又は顧客等のプライバシーにかかわる情報であることを確認し、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、個人情報の保護に関する法律について前条第2項に定められる目的にかかる分野を対象とするガイドライン及び日本工業規格 JISQ15001（総称して以下「ガイドライン」という）に準拠して取り扱うものとする。
2. 本契約において個人情報とは、ガイドラインに定める個人情報の他、以下の情報を含むものとする。
 - (1) 単独では個人を識別できないが、他の情報と組み合わせた場合、個人を識別し得る情報
 - (2) 単独では個人を識別できないが、その漏洩が、本人に金銭的被害をおよぼし得る情報
 - (3) 単独では個人を識別できないが、それにより本人にアクセスし得る情報
3. 乙は、個人情報を前条に定める秘密情報として取り扱うものとし、また本条の定めを併せかつ優先して遵守するものとする。なお、個人情報については、前条第4項は適用されないものとする。
4. 甲は、乙に対して個人情報の管理状況について報告を求めることができ、また乙の承諾を

得て乙の営業所に立ち入り、乙の個人情報の管理状況を確認できるものとし、乙はこれに協力するものとする。また、甲は、必要があると判断するときは、合理的な範囲で、乙に対し個人情報の保護に必要な措置を講じるように指示でき、乙はこれに従うものとする。

5. 乙は、個人情報（前条第5項に基づき複写等をした場合には、その複写物等を含む）を破棄する場合には、適切にこれを破棄するものとする。この場合、甲が求めるときは、甲は乙による破棄の場に立ち会うことができる。乙は、破棄完了後、甲に対して当該個人情報を適切に破棄した旨の証明書を発行するものとする。
6. 乙は、本契約に基づく業務の遂行のために甲に開示した乙の担当者の電子メールアドレスに関して、甲が以下のとおり取り扱うことについて承諾するものとする。
 - (1) 甲が工事資材の保管及び運送業務を委託している第三者（以下「丙」という）に対して開示すること
 - (2) 前号の業務に限り、当該電子メールアドレスを用いて丙から乙に対して直接連絡を行い以後乙丙間でやり取りを行うように指示すること
7. 甲は、丙に対して、乙の電子メールアドレスを個人情報として適正に管理・保管せしめるよう監督するものとし、前項第2号の目的以外に使用させてはならないものとする。

第42条（産業廃棄物の処理）

乙は、工事に伴い発生する産業廃棄物について、排出事業者として、収集運搬業者および処分業者との契約締結、マニフェストの交付・管理および最終処分の確認を行うものとする。

第43条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在又は過去5年以内において、自己又は自己の役員が、暴力団その他これらに準ずる者に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲又は乙が、前項の確約に違反した場合には、相手方は即時に本契約を解除することができるものとする。

第44条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合、甲乙双方は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

（実施期日）

本約款は、2026年8月20日から施行します。